

西宮市議会資料閲覧システムの運用に関する要綱

(平成 27 年 11 月 24 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、西宮市議会において、資料閲覧システムを議案等の審査及び調査に活用し、審査等をより充実させることを目的として、資料閲覧システムの運用その他議会情報端末の使用に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 議会資料閲覧システム 電子計算機を用いて議会に配付される電磁的記録（以下「電子文書」という。）をデータベース化し、次号に定める議会情報端末からアクセスすることにより、電子文書を閲覧及び検索することができるシステムをいう。
- (2) 議会情報端末 議会資料閲覧システムにアクセスするために用いるタブレット型情報端末をいう。
- (3) アカウント 議会資料閲覧システムの利用者を識別するための文字列をいう。

(議会資料閲覧システムの管理)

第 3 条 議会資料閲覧システムは、議長が管理する。

(データベース化する電子文書)

第 4 条 議会資料閲覧システムを用いてデータベース化する電子文書は、次のとおりとする。

- (1) 議案及び議案に係る説明資料
- (2) 委員会における審査・協議資料（所管事務調査、施策研究テーマ等に関するものを含む。）
- (3) 市の部局等が発行する刊行物で議長が必要と認めるもの
- (4) その他議長が特に必要と認めるもの

(議会資料閲覧システムの使用者)

第 5 条 議会資料閲覧システムを使用することができる者は、アカウントを付与された市議会議員、議会事務局職員及び特に指定した市職員とする。

(議会情報端末の貸与)

第 6 条 議長は、前条に規定するシステムの使用者に対し、議会情報端末を貸与することができる。

- 2 議会情報端末の貸与を受けた者（以下「端末使用者」という。）は、議会情報端末を他人に貸与し、又はこれを譲渡してはならない。
- 3 端末使用者は、使用権限がなくなったときは、速やかに議会情報端末を議長に返却しなければならない。

(議会情報端末の取扱い)

第7条 端末使用者のうち議員にあつては、議会情報端末を議会運営及び議員活動以外の用途に使用してはならない。

2 端末使用者のうち職員にあつては、議会情報端末を議会对応その他の正当な市の職務以外の用途に使用してはならない。

3 端末使用者は、議会情報端末を善良な管理者として適切に管理するものとする。

4 端末使用者は、議会情報端末を紛失又は破損したときは、当該使用者の負担によりその費用を弁償する責任を負うものとする。ただし、端末使用者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(会議への端末の持込み)

第8条 端末使用者は、本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会その他議会における会議（以下これらを「会議」と総称する。）に議会情報端末を持ち込み、使用することができる。この場合において、第10条に規定する事項を遵守しなければならない。

(禁止事項)

第9条 議会情報端末の使用に当たっては、次に掲げる事項は、これを禁止する。ただし、議長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 議会情報端末の改造、交換又はこれらに類する行為

(2) ソフトウェアの導入又は削除

(3) システムにアクセスして得た情報のうち、保護されるべき個人情報その他議会及び市において一般に公開されていない情報を開示すること（将来一般に公開される情報であつて、その取得の時点で一般に公開されていない情報を開示することを含む。）。

(会議中の遵守事項)

第10条 会議における議会情報端末の使用においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 音声や操作音を発するなど、会議の運営上支障となる行為は行わないこと。

(2) 会議を撮影、録音又は録画しないこと。

(3) 通話又はそれに類する行為を行わないこと。

(4) 議事に直接関係のないウェブサイトの閲覧及びソフトウェアの使用を行わないこと。

(5) 審議又は審査中の情報を外部に発信しないこと。

(6) メールの送信及びソーシャルネットワーキングサービスの利用を行わないこと。

(その他遵守事項)

第11条 アカウントの付与を受けた者は、他人にシステムを不正利用されることがないようにアカウントの管理を厳重に行わなければならない。

2 端末使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 情報の受信及び発信は、端末使用者の責任において行うこと。

(2) データの正確性を保持し、データ等の紛失、毀損等の防止に努めること。

(3) 保護されるべき個人情報の漏えいその他第9条第3号に違反する結果となったときは、速やかに実情を把握し、議長に報告するとともに、必要な措置を講ずること。

(セキュリティ対策)

第12条 議長は、システムの管理及び運用にあたっては、市のセキュリティ対策に準じた必要な措置を講じなければならない。

2 第5条に規定するシステム使用者は、システムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

(規律の保持)

第13条 会議の長は、当該会議において、第10条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。ただし、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、その者に対し、議会情報端末の使用の停止を命じるものとする。

2 議長は、この要綱の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。ただし、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、その者に対し、改善をなすべきことを勧告し、及びその旨を公表するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、システムの運用及び改修に関する事項、並びに議会情報端末の使用及び活用に関する事項は、所管委員会に諮り、議長が決定する。

付 則

この要綱は、平成27年12月定例会に係る議会資料閲覧システムの利用から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年12月15日から施行する。